

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年4月26日（火）

開 会（午後1時30分）

大館議長

本日は、議会運営に関する事項について協議をお願いします。

石原委員長

初めに、私から提案があります。3月定例会においても同様に提案しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ハンドマイクを使用しての発言については、マイクの本数が会派に1本となっているので、なるべく一人の発言ということでお願いしたいが、発言を妨げるものではないので、各自の御判断をお願いします。御留意いただければと思います。また、本日は、保健師の御助言に従って、横のパーティションを取るようなしつらえにさせていただいたので、御了承ください。

※4月1日付け人事異動に伴う職員あいさつ

梅崎議会事務局長、押山主査、宮地主任、板橋主任

佐々木秘書監、市川総務部長、市川総務部次長

【議 事】

（1）議会運営に関する事項について

① 情報技術の活用について

・具体的な運用について

委員長が、資料のオンライン委員会の概要について1会議開催の決定か

ら9委任まで概要の説明を行った。

石原委員長

内容等について、確認はあるか。

谷口委員

資料2 ページ目の「委員等の責務」で、委員会に関係のない人や物（背景を含む）の映り込みがないようにとあるが、部屋の背景が映ってしまう場合、政治的主張のない本やファイルが映ってしまうのはオーケーという理解でよろしいか。

石原委員長

御指摘いただいたとおり、ここで言っているのは、政治的主張のポスターや議題と関係のない物をメッセージとして映し込むことを規制し、そういうものは認めないということです。

村上委員

もともとオンライン委員会をしなければいけない状況というのが前提となってくるが、例えば、委員長が委員会室等でという話になると基本的に参加できる、できないという状況は、委員長であろうが一委員であろうが同じ状況だと思う。委員長だったら必ず委員会室にいられるかということ、必ずしもそうではないのではないかという気がする。その辺の立てつけをもう少し考えた方がよい。今の立てつけだと、委員長は登庁してください、でも、登庁することができないような状況の中でオンライン会議はなされるわけで、委員長が必ず登庁できるかということ、ある意味で想

定しないケースも検討していくべきだと思う。

石原委員長

委員長が登庁できない場合は、副委員長が委員長席に座る。そういったことができない場合は、委員会の開催ができない。

村上委員

そういう話になると、オンライン会議の趣旨というのが、基本的には誰も登庁できなくてもオンライン会議でできるような立てつけにしておかないと。委員長がコロナで来られないというような話ではなくて、物理的なインフラということで事実上来られないこともあるので、そのときに副委員長が登庁できるかというところでもないし、委員長、副委員長が登庁できなかつたら委員会が開催できないとなったら、これはオンライン会議の意味がなくなるのではないかと考えてしまった。

石原委員長

前提条件については、これまで御説明させていただいているとおり、総務省の技術的な助言を踏まえて、一堂に参集することができない場合がまず考えられる。誰が濃厚接触者で、誰が感染者なのかということ、集まること自体にリスクがある場合は、委員長が登庁する。副委員長以下委員は分散しているということで、開催の方法としてはリスクに対処しているものだと思うし、災害があつて誰が来られて誰が来られない、それはおっしゃるとおり、それ自体が分からないわけで、誰の地元が一番災害を受けて、自宅が倒壊している。その地域でオンラインに接続するような状態になっ

ていないということがあり得るわけだと思う。だからオンラインシステムをやる意味がないということではなく、いろんな状況が想定されるが、やれる状況の中で開かなければならない場合で設計をしている。委員長が登庁して開催しなければいけない理由というのは、事務局とのダブルチェックや設備的なこともあるので、そこは必要なことだと思っている。

城下委員

これだけの要綱案をつくっていただいたのは大変だったと思う。今、コロナといった感染症の部分と災害時の部分を分けて考えて、これはできる、これは難しいと思いながら説明を聞いていた。当然やってみなければ分からないので一応要綱をつくって、もしこの辺を変えなければいけないということであれば、その都度改正をしながらやっていくという理解をしたが、確認をしたい。

石原委員長

今回お示しさせていただき、流れから書いてあるが、これを第何条という書き方にして要綱として定める。実際にやってみて詰めていく必要がある場合、ここの取扱いをどうしなくてはならない場合というのは、正副委員長連絡協議会の記載があるが、取扱いについて協議しなければならないときは協議していく。見直しがあれば、それは反映させていくものだ。

城下委員

分かりました。決定者の米印のところに、オンラインでも出席できない委員が多数ある場合とあるが、多数の考え方として定足数があるが委員会

は例えば8人だったら半数以上参加しないとイケないとか、オンラインでも出席できない人が多数であれば、そのときの委員の人数が違ってくると思うが、例えば3分の1とか、どういう考え方をされているのか確認したい。

石原委員長

開催できないのは、定足数に満たない場合であるというのが念頭に置かれる。

城下委員

定足数だと半数、オンラインでも参加できない委員が多数ある場合はできませんというのはそこで判断するというので分かりました。資料2ページの定足数で「会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求める」とあるが、会議室外の委員というのは、どういうことを想定してのことなのか。

石原委員長

これは、会議規則の規定をそのまま持ってきているので、会議室外という書き方になっているが、オンライン空間で退席する人や、通信環境が悪くなり復旧作業をしているという議員がいるときに、天候の関係などでできないときがあるけれども、生理現象で席を外したいという退席の仕方に、誰々さんが復旧するまでちょっと待ってくださいと言うのが静止を呼びかけるということである。復席を求めるというのは、オンライン空間に復席を求めることなので、別のインフラの手段を使って何々委員が復席し

ていないので、戻ってもらえるかと電話などで呼びかけるという意味である。

城下委員

委員会有的时候に生理現象があると休憩を求めるので、そこは休憩を入れ、戻った段階で再開ができる。通信環境が悪くなって、複数に参加できなくなった場合にそこで休憩を入れるというのは委員長の判断ということによいのか。

石原委員長

生理現象ですと言ってもらえれば、休憩にします。画面でだんだんいなくなって、私も生理現象ですので消えますというのは、待ってくださいという意味である。休憩で待つことはできる。

城下委員

資料3ページの不在委員のところ、「出席と認める要件を満たしていない委員は、不在委員とみなす」とあるが、具体的にどのような委員を指しているのか。

石原委員長

ここでの不在委員というのは、これより採決しますというときに存在していない委員、退席している委員のことである。

城下委員

委員外議員とは関係ないのか。

石原委員長	出席委員として出ているが、表決の際にその空間にいなかった委員のことである。
城下委員	所沢市議会では委員外議員を認めていないが、関係ないのか。
石原委員長	委員外議員ということではなく、ここでの言葉の定義として、表決の際にいなかった委員という意味である。
矢作委員	出席、退席、復席、不在委員というところで、本人が出席していたつもりだったけれども、通信環境の影響で画面から消えていましたというときに、本人は表決に参加したと思っているのに不参加とみなされるということがあり得るのか。一つ一つ出席状況を確認しながらやるのか。
石原委員長	表決のときに通信できていなければ表決に参加できない。ただし、一つ一つ確認しながらやっていくことはできる。呼びかけをするし、復席のタイミングまで待つことはできるが、表決の際にそもそもいない、通信できていないという方は、対面で委員会を開催していても、そのときにいなければ加われないのと同じなので、本人が参加しているつもりだったという意識はあるかもしれないが、あくまでもメインとなっているホストコンピューターで見て、通信できていないというのを委員長と事務局が確認をして判断するということになる。録画もしているので、きちんと証明できる

ものである。

城下委員

資料3 ページの5の議案の修正で、「修正案は、意見の終結までに委員長に提出する」となっているが、現在は紙での修正案の提出をもって提出と認めているが、オンライン委員会においては、データの送付を持って提出の取扱いとするとあるが、データでも紙でもよいという解釈なのか、データのみという限定的なものなのかを確認したい。

石原委員長

オンラインで委員会を開催していて、修正を物理的に紙で送付するというやり方は念頭に置いていない。

城下委員

例えば、6人委員がいても交通事情の状況などで半数以上の人に来られない。何とか自力で登庁したけれどもオンラインになったので、控室からオンライン会議に参加する。そのときに、修正を出したいという場合には紙ベースで事務局に提出するということはできるので、データだけとしないうで、紙でも両方できるようにしておかないと、どういうことが想定されるか分からないのではないか。それで確認したかった。両方オーケーという形でスタートしていくのかどうなのか確認しておきたい。

石原委員長

それは、事務局に届けることができるのであれば、それも提出となる。

城下委員

資料4 ページの傍聴について、新型コロナ感染症の部分と大規模災害は全く違うと想定しながら聞いていて、例えば、大規模災害の場合とかコロナだったらオンラインでやりながら傍聴はモニターを見に来るわけで、それは可能だと思うが、大規模災害のときは傍聴したいと来るとい人ほどのくらいいるのか。そこはすみ分けていて、環境としてはこの形に整えるという理解でよろしいか。

石原委員長

そのとおりである。来られる状況なのかどうかというのは、傍聴者の状況による。

末吉委員

先ほどの村上委員の話で、市役所が無事であるという前提のもとにこの話ができていると思うが、実際には岩手県陸前高田市であったり、大槌町であったり、市役所が崩壊し機能不全になったときもあるし、福島県郡山市のように庁舎はだめで、体育館で副市長が執務などをしていたが、そんなことはないかもしれないが、本庁舎がだめになるということもあり得るので、私は「委員会室等」という中に、先ほど村上委員がおっしゃったことが含まれているのだというような、何かしらできるところで委員長と事務局で主催するということを前提のもとに、開催場所は等の中に含まれるのではないかと思ったが、それでいいか。

石原委員長

その解釈でよい。委員会室がメインになるが、委員会室でない場所で委

員長と事務局がホストになることはあり得る。

末吉委員

今は全員がオンラインでスタートすることは了承しているが、実態的には、例えば、委員長以外の誰か数人だけがオンラインで出ざるを得ないということも考えられる。これからは想定されると思うが、今後そこは検討していくということによろしいか。

石原委員長

まず、お示しした中で、数人が来られないがどうするかというときの判断は、コロナなどの感染症において想定されるが、総務省の助言では、一堂に参集することができない場合となっているので、1名2名が対面で出席できないけれども、ほかの健在である委員も誰が感染しているのか、無症状も含めて分からないということも当然あるので、それは一堂に参加できない状況と委員長が判断すれば、オンライン開催となる。感染症や災害以外で想定できるもの個人的事情によるものというのは、ここではそういった参加は現状できない。私はオンラインで、私は委員会室でという参加の仕方は設備的にできないので、そういった設備の議論をしていかなければいけないが、それは将来的な議論になる。

末吉委員

それでいいが、将来的には国も変わっていくだろうし、そういった課題も出てくるということを確認しておきたかった。

植竹委員

聞き間違いかもしれないが、城下委員が、参加できる人は駆けつけて参加して、そこで修正案を提出とかいろいろあったが、原則委員長がオンライン会議と決定した時点で、駆けつけるも何も全員オンラインによる参加ということで、登庁しその場で参加するということは認められないということか。

石原委員長

その場で参加するということはない。その場というのは全部オンライン空間での開催しかない。委員長も含めてオンラインを経由しての参加ではない。各委員が参加するのは、静寂で誰か入って来ない、きちんと参加できる空間というのは、自宅等となっているので御自宅の部屋から参加するとか、役所が倒壊していなければ控室の自分のパソコンから参加するということはあるが、それは全てオンライン空間ということである。

細かいところを後から聞きたいことがあれば、私が説明に伺う。一応この方針で第何条として体裁を整えていきたいと思うがどうか。疑問点は解消できたか。

植竹委員

オンラインを活用にするに当たり、機器がみんなばらばらで多種多様な端末機を使っている状況で、セキュリティの設定についての責務は求めておかなくてよいのか。オンライン会議の開催に当たり、それぞれの委員による責務の中で、セキュリティの対策を講ずることなど必要ないのか。

石原委員長

それは前提となっているものとして考えている。次回の委員会については、要綱案という形でお示しできればと思っているので、今日の確認はこれでよろしいか。（委員了承）

誤解のないよう申し上げておくと、オンラインの委員会を開催するというのはコロナや大規模災害が起きた場合に、誰が活着ているのか分からないから意味がないのではないかという感情を持つ方もいるかもしれないが、決めなければいけないことを議会が責務を果たしていくということの、ぎりぎりのラインでオンラインという方法が使えれば、それを選択してやっていくという責務のもとでやっているなので、基本的に皆さんで進めてまいりたいと思う。オンラインの要綱の説明については以上で、次回要綱案としてお示しさせていただきたいと思う。

今後の流れについて、現在、所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）と所沢市議会会議規則の一部を改正する規則（案）のパブリックコメント手続をしている。今後コメントをお返しして、最終的に運用していくには当然ながら議決を経なければいけない。そのタイミングは、次の6月定例会のどこかで議決してもらおうということになるのか、あるいは災害やコロナに関しては速やかな方がいいということなので、タイミングとしては、臨時会を開いて議決をするという選択肢も想定される。基本的にこういった性質のものなので、やれるのであれば早いタイミングでの議決というのを想定して、今後皆さんに日程を提案したいと思うがいかがか。

植竹委員

持ち帰って協議させていただきたい。

石原委員長

それでは、次回どのタイミングで速やかに議決できるかということを考えていきたいと思う。

② 会議録の公開について

石原委員長

3月定例会で議決した議会基本条例の一部改正に伴い、会議録の公開についての条文が追加された。については、これまで、議会運営委員会の会議録をホームページ等で公開していないため、今後の取扱いについて変わる場所があるので事務局から説明をお願いしたい。

轟議会事務局

参事

議会基本条例の一部改正につきましては、先の3月定例会で可決後、3月29日に公布施行しておりますが、これに伴いまして、これまで市議会ホームページなどで公開していない議会運営委員会の会議録の取扱いは、施行日以降のものは、他の常任委員会と同様にホームページで公開し、施行日前の会議録につきましては、これまでと同様に事務局の窓口におきまして閲覧の申出があった場合には、写しを閲覧していただくことを考えております。

石原委員長

会議録の公開については、ただいまの説明のとおりが取扱いとしたいがよろしいか。（委員了承）

③ 所沢市議会議会評価実施要綱について

石原委員長

議会評価実施要綱について、議会基本条例の一部改正に伴い、様式第2号だけ一部条項の追加があり、新しい書式をお示ししている。評価項目の改正が必要となったので、この案のとおり改正することでよろしいか。（委員了承）

④ 通年会期制の導入について

・一般質問について

石原委員長

現在協議をしていた大きな項目として、一般質問の取扱いについて、定例会の中での一般質問をどこの日程に組むかということと、請願の取扱いについて、請願の入り口の部分について、もう少し議論をしたいという申出があったので、現在その2点が大きな項目として協議をしなければならないことになっている。一般質問の変更に伴う議会のイメージの表を以前お配りしているが、討論、採決の前後の問題になっていたと思う。基本的に今からお話しするのは、6月、9月、12月の定例会を念頭に置いている。3月定例会については、いろんな角度からの代表質問や市長の施政方針に対する質疑の場ということもあったので、こちらについては別の機会での議論としたいと思っている。これまで協議していたのは6月、9月、12月で、12月定例会で試行ができればという提案をしたが、そこで協議が一旦とどまっていた。こちらの協議がとどまっていたのは、この討論、採決の後に一般質問のやり取りをすると、答弁についてもう少し聞きたい

といった場合にどうするのかという御意見があったので、その直後に臨時会議を開く手続について皆さんに御了承いただいている。臨時会議を開くという形については、出来上がったので、翻って一般質問の日程の取扱いの議論が再開できればと思っている。以前の資料で案2として日程案で示したが、討論、採決以降に一般質問を行うことについて、皆さんで合意ができればと思っているが、これについて意見はあるか。

城下委員

いろいろ議論を積み重ねて今日に至っているわけだが、委員長からいただいている資料の案2を見させていただいている。討論、採決後に一般質問するというので、臨時会議のこともやるというふうに決めたということの御説明があったが、前回の議論の中では討論、採決が終わり、議案は上がってしまったので、一般質問に対する答弁がどうなのかという意見があったときに、臨時会議で再度できるのではないかとということで、できるというわけではないので、それはみんなで再度確認するために聞いたらどうか。そこでやってもいいかと確認して、それがオーケーにならないと臨時会議でも聞けないということか。そこを確認したい。

石原委員長

臨時会議を開く要件は決まったとおりで、それは御提案があって、議会として開催する必要があるとなった場合には臨時会議を開くということである。

城下委員

提案して合意が取れたらの話であって、やるという一致ができなければ、次の会議まで持ち越して、そこでもう一度やるということか。

石原委員長

次の定例会議でということになる。制度的保障がきちんとしているということは、決して小さくないものである。緊張関係ということで、ずっと懸念されるという発言があったと思うが、臨時会議という開き方も決まったので、その制度的保障は合意できているので、その辺を踏まえて一般質問について理解できるものと考えている。

城下委員

いろいろ議会運営委員会として努力してここまで来ているので、今日の委員長の制度的保障ができたという発言を受けて、自分の会派にはここを一番懸念している議員がいるので、それをきちんとお伝えして、次回の5月17日の議運で会派としての回答をしたいと思うので、もう少し時間をいただけると助かる。

石原委員長

議論は積み上げてきたのが全てである。一般質問で議会が止まってしまうということと、コロナに関して議案が出た場合に、一般質問ではコロナについて議会で聞けなかったということもあるし、接種券の発送だとか給付金のように一日も早くというものを議会の採決待ちになっているというのは市民も大分見ているので、それがあるので採決の後に、日程表でいけば一週間採決が早まるということで、一日でも早くそういうものに着手

できるというのは、市民が議会を見るということも非常に大きいと思う。通年議会で機動的にやるということは、そういった部分に大きく関わるところなので、そういった点を踏まえてぜひ前向きな御回答を持っていただきたい。6、9、12月の一般質問については、次回結論が出てくるのではないかと思う。それから、3月定例会の一般質問については、次回の協議としたいと思う。

・ 請願の処理フローについて

石原委員長

請願の委員会審査が終了した場合、7日以内に本会議を開くということが決まった。受理の仕方から審査に入る辺りまで議論をしたいということを公明党が主張されていたと思うが、具体的にどういった制度にしていきたいのか伺いたい。

植竹委員

現状締切りを設けており、一定の請願の受付期間を設けていたと思うが、通年議会では、提出に当たり委員長の判断で委員会審査をし、一週間以内に臨時会議等で議決を得ることになっていると思うが、例えば、前回の議運でも国に意見書の提出を求める請願のようなものがあって、そのような請願が提出されると、その都度委員会を開催し、臨時会議とかいろいろあると思うが、その本数が重なると非常に困難な状況となることを考えれば、ある程度、今のままのような提出期限を設けることを維持した方がいいかと、条件として請願を受け付けるに当たっては、通年

議会の導入においてしばらく継続した方がよいかと考えている。皆さんはどうか。

石原委員長

手続の面を含めて御意見、御提案がありましたけれども、これについていかがか。

末吉委員

国への意見書の提出を求める請願ということ言えば、前回議論になっているような気がするが、申し合わせとしては議員が自分たちで書くということが原則だと理解しているが、そうではない部分に関して社会状況の中で、急いで請願しなければならないような問題が起こったときのためで言えば、提出期限という縛りが無い方が社会変動にフレキシブルに対応できるのではないかというメリットがあるかと思う。意見書について、基本的には議員から提出ということにして、国というかよそへの意見書という請願は例外的なものとは私は理解している。

城下委員

議会は議会、会派は会派としていろいろな意見書を国に上げたりするが、市民が請願という形で国に声を上げてくれというのはできると解釈しているので、議員が原則出すべきという立場には立っていない。請願として出せば請願権を保障するということは、きちんとやっていかなければいけないという立場なので、確定しているという認識では私たちはいない。市民からそういう請願が出された後、議会としては審議していくという立

場にいるので、通年議会において期限を設けるかどうかの意見が出ているが、制度をスタートしていく中で私たちが想定できなかった課題などもあると思うので、この委員会の中で合意形成を図りつつ、公明党が今そのような意見を出されているので、どうしてもそれでやっていくというならば、みんなで合意形成を図っていきながら、前へ進める努力をするということが大切だと思っている。

石原委員長

確認も含めて御意見があったが、国への意見書の提出に対する請願については申し合わせ事項に特にないので、3月定例会ではあのような審査となった。

末吉委員

申し合わせ事項があるというわけではなく、どちらかという私たちがその意欲で議会運営委員会に体当たりしてきたという流れの上に今あるわけで、そのことと言えば植竹委員が懸念されていること自体は分かるので、そこについては臨機応変にやっていかなければいけないと思う。それとは別に、急ぐもの、例えば、議会から国への意見書であったり、この間も出したが、もろもろの社会的な変化に対応し得るスピードは担保しておいた方がよいと思っている。

石原委員長

その担保の仕方については、原則と例外を使い分けるとか、いずれにせよ担保は必要だと思う。時機を逸してしまうと請願した意味がないとい

うことが起きてしまうことについては、担保が必要だと思う。そこにおける使い分け、原則と例外にしていくかというところに絡んでくる。御提案いただいた公明党はいかがか。

植竹委員

あくまでも通年議会の導入に対しては、その都度請願の審査を行うことは、それは権利だから請願を受け付けることは賛成だが、議運の中で意見書の提出を求めることについては、議会の中で意見書を提出することが望ましいという考えがある程度まとまっている中で、請願を受け付けることによって、結果が分かっているものを議運で審査を行い、結果をもって臨時会議をその都度開くのかどうかというのを言っているだけであって、緊急性のあるものはもちろん請願として受け付けるべきだと考えている。その辺りのルールが必要かと思っている。

石原委員長

整理すると、基本的に国への意見書を上げてくださいという請願に対しての取扱いに絞って御提案されているということでしょうか。

植竹委員

そうだ。

末吉委員

おっしゃるとりだと思う。請願について、本当に急ぐものが起こった場合には、フレキシブルに対応すべきだと思う。意見書のことを切り離して考えたらいいと思う。市内で起こった緊急事態に対しての市民からの切実

な要望が起こり得ると思う。3月と6月の間に何か大事件が起こって、市民から早急に請願が出るなどにはあり得る。そのようなときに提出期限がない方がいいかと思う。2つの論点が入り込んでいるので分かりづらいが、そういう意味ではない方がいいと思う。

村上委員

通年会期制の大きなメリットというのが、ここにあると思う。通常は定例会で区切っているが、基本的には通年だから、基本何かが出てきてきたら議会が動かなければならない。その典型的な例が2つあって、執行部から緊急に議案として予算を組みたいという申出があるということが一つで、もう一つが請願だと思う。請願が出てきた場合に、その性質を考えれば、これは即座に議会としても採用していくべきというのが基本的な考え方になると思うので、通年議会であるから会期中、基本的には入れる状態であるから、そのところで制度が始まってすぐにいろんな請願が出てくるとことは考えられないが、今までの定例会としてやっていた議会が通年会期制になった結果、何が食い違ってくるのか、恐らくこの部分だと思っている。当面すぐにそういった運用はないかもしれないが、この件については執行部からもちゃんと聞かないと分からないことも様々出てくると思う。そういうことを考えると、そういった状況が大きな転換をしていくということを見据えたときに、定例会議と定例会議の間に出てきて我々が対応していかなければいけない課題については、少し余裕を見た判断というものをしておいた方がいいのではないか。すぐに対応すべきとい

うこともあるかもしれないが、当面、期日を決めた形での運用を残しておいた方が、執行部も議員もある程度の予測を見ていきながら、この請願についての対応ができるのではないかという思いだ。請願は大事だから受けましょう。それもそうだと思う。でも通年会期制になると大きく議会のやり方が変わるわけだから、その運営の仕方の変わる最大の要因がこの請願だと思っているので、そこは当面の間、ある程度期日を設けた形で様子を見ながら着手できるように変えて、名実ともに通年会期制を導入していく段階的な展開が必要でないかと申し上げている。そういう意味だ。

中村委員

基本的に議案も請願も同一と考えていて、請願のみを特別扱いするというのは理論上難しいというのが考え方の一つ。あとは請願の締切りとおっしゃるが、基本的に締切りというのは議事の便宜上の問題であって、請願はいつでも提出できるし、出された請願というのはいずれにしても審査をしなければならない。会期制というものがあって、議事日程の問題があるので今は線引きをしているが、議事日程の問題を通年会期制でクリアできるのであれば、それを既存のまま請願だけそのルールを適用するというのは理屈が立たないと思っているので、やはりやらざるを得ないと思う。その理由というのが、特別に明確にあるのであれば、これは請願だけを特別扱いすることが可能なのかもしれないが、基本的に今起きている状況の中で、特別な理由が見つからないので、見つかったから制度を変更するのはありなのかもしれないが、制度を変更せずに現状のまま続けてから後で見

直すというのは通常難しいと考える。

石原委員長

確認したいのだが、国への意見書を上げてくださいという請願が来た場合に、前は全会一致の努力をするということで採決を留保して、会期末で自動的に廃案となったが、通年議会でそういったものを審査した場合には、ずっと採決が留保されて廃案のタイミングはどういうことになるのか。例えば、定例会のタイミングで請願を受け付けられなくて、定例会議ではない時に請願が来て審査をする、議会運営委員会で意見書を上げてくださいという請願を審査したときに採決が留保になるので、それは会期末がリミットになるのか。

轟議会事務局

参事

おっしゃるとおりで、通年議会となれば会期は5月1日から4月30日とすることが議運で確認されております。4月30日を超えた5月1日の時点で自動的に新たな会期に移行することになりますので、会期中に継続審査の手続がなされていない場合は、審議未了として、議案でいうところの廃案となります。

石原委員長

定例会議ではなく一年中ということで、整理できた。

城下委員

確認したいのだが、通年会期制になった場合には、5月1日から翌年の4月30日まで一年会期がずっと続いているという理解だが、例えば、一

度国に対する意見書提出の請願が出た場合に、なかなか全会一致にならなくて努力を一年間していき、議会のたびに議論を積み重ねていきながら結果として一致しなければ4月30日をもって廃案になるという理解でよろしいか。

轟議会事務局 会期中に議決がなされておらず、継続審査の手続がなされていない場合は、議案でいうところの廃案という形になります。

石原委員長 一年間生きているということによろしいか。

轟議会事務局 そのとおりです。

村上委員 中村委員のおっしゃったことはそのとおりだと思う。だからこそ通年会期制を目指そうと言って我々は議論をしてきたので、中村委員のおっしゃるとおりだと思う。そういった様々なことがあるので、当面は一定のルールを置いておいてもいいのではないかという提案である。

末吉委員 請願が出てきたら却下するとか不受理というわけにはいかないので受理すると、審査をいつやるかということにかかってくるわけであるが、例えば今出たとして、7月の審査でよいのか。それでは間が抜けてしまって

いることもある。そういうときにフレキシブルに対応できなければ、通年会期制をやるという意義が薄れてしまうと思う。そこは臨機応変に、全て受理したものをすぐ審査するとかしろとか、そんな話ではないと感じる。何日以内に審査するとかあるのか。

轟議会事務局
参事

委員会の判断もありますが、会期中であれば、審査期限は特にありません。

石原委員長

そこは付託された委員会の委員長が日程を決めて、委員長をはじめ委員の皆さんの協議の中での判断となる。

中村委員

原則どこでも審査できるけれども、議案もそうであるが、そこは速やかに審査すべきである。では、何で請願だけ審査しないのかという話に明確に答えられる理由がないわけだから、基本的には審査する。ただし、審査するに当たって、委員会の中で緊急性というものを速やかにという中でいろいろ判断できるというところで、例えば、今日の明日で結論を出さなくてはならない問題があるかもしれないし、来年度予算の要望であればこのくらいのところであれば我慢できると。ただし、速やかという前提の中で、皆さんが集まれるというところも含めた中で、僕が委員長の時は原則7日間以内だということである。それはやはり議会で議案を審査するときも皆さん受入れを何とかと言わないじゃないですか、議案に関しては。では何

で請願に関してそれが言えるのかという話である。それは委員会の中でも
もちろん裁量があるし、速やかであることは変わらない。それが分かってい
れば紹介議員になるタイミングを皆さんで判断すればいいだけの話であ
る。そこにルールなんてなく、自分たちで考えればいいという話だと思っ
ている。だから、制度的には速やかに判断できるような制度というものを
持っておいて、後は裁量の中で処理をしていくというのがいい。我々は議
員で市民に選ばれているのだから、そのくらいはルール決めすることでは
ないと思っている。我々が判断すればいいだけの話である。ただ、議案と
請願を別に議論立てて扱うのは難しい。議員の紹介があるわけだから、別
に扱うロジックは構築しづらい。それを当面の間という理屈、気持ちは分
かるが公明党のおっしゃることも含めて、それを表に出して当面の間、何
とかの理由とする何とかの理由が分からない。請願権は憲法上の権利だ
し、請願法もあるわけで、考えるとそれは皆さんの裁量の中で効率性と市
民の願いの実現を求めていくということではかないと思う。だから、表に
出ないところで、いろんな議論はできると思うし、そこで解決することの
ほうが多いとされていて、表に出る部分では、そこで処理していくしかな
いのかという感じはある。

植竹委員

確かにそのとおりである。そういう意見も我々会派の中であつたのでこ
のように議論させてもらっているけれども、今の議運の中での協議をもう
一度持ち帰らせてもらい、次回の議運で一般質問のあり方についても協議

されるということなので、請願についても協議させてもらって、またその場でよいか。

石原委員長

今日出た御意見も踏まえて、合意が図れればと思う。

それでは、今日の通年会期制の議論は以上としたい。その他について、皆さんから何かあるか。

中村委員

通年会期制については、議事録が残る中で大変申し訳ない話だが、皆さんの考えとかそのものに対する認識の違いがあると思う。だから、どこかで少なくとも議運のメンバーだけは共通の認識を持っておいたほうがいいと思うので、協議会的なものとか研修会的なところとか名前は分からないがそのようなものを企画して、委員長は大変だと思うが事務局に同席いただいて、ここの部分はこうである、運用としてはこうである、このようなことが考えられるとか、もう少し合意形成をしていくと進みが早いかなど思っているという提案させていただく。

石原委員長

残りの開催日数の中で、そういった方法も御提案として取り入れられればと思う。ここで確認のため暫時休憩します。

休 憩 (午後2時53分)

再 開 (午後2時54分)

石原委員長

その他に関して何かあるか。

佐野委員

この場で、各委員会の欠席要件を確認させていただきたい。4月15日の広聴広報委員会の際に会派視察を理由に欠席した委員があったので、視察ということであれば委員会を欠席していいのかということを経験の場で一応確認させていただきたい。

石原委員長

広報公聴委員会のことだが、議会運営としてということか。

佐野委員

議会活動優先との兼ね合いのことを経験の場で確認させていただきたい。

石原委員長

議会活動優先のことについては、所沢市議会基本条例の議員の活動原則で書かれているとおりだ。

佐野委員

欠席理由が病気や家族の介護といった個人的な理由についてはよいのだが、会派視察という理由がいいのかということと、議会活動優先との兼ね合いについて確認させていただきたい。

石原委員長

欠席の要件については、欠席の届出が出ているかどうかである。その確認をしてどうされたいのか。

佐野委員

会派視察ということで休んでいいのかどうかということと、いいですよというのはどなたの判断になるのかの確認をしたい。

石原委員長

今も申し上げたが、欠席については届出が出ているかどうか、その理由の云々ということは規定がありません。委員会の日程の決め方については、委員長と委員の皆さんの中で決めていってもらうべきものだと思う。

佐野委員

分かった。

石原委員長

ほかに、その他についてあるか。

中村委員

議場、議会におけるコロナ対策について、今はまん延防止等重点措置もなくなっているわけで、通常モードという判断でよいのか。その辺が分からないので、6月定例会に向けても含めて、他市の状況もある程度把握されたほうが良いと思う。通年会期制ではないので、次の定例会というのは6月であるが、各委員会の閉会中の審査、行政視察等もあるような形になっているので、議会中も含めてコロナと向き合いながらも、市民に対して

開かれ、議会として審査も活性化していかなければならないが、その辺も含めて他市はどうやっているのかをリサーチしながら、場合によっては議長ないし委員長からある程度のお達しというか、何かそういうものの必要もあるのではと思っている。いずれにしても、他市の状況を少し調査する必要があると考えている。

石原委員長

今まで感染の波があったので、定例会における感染対策は1週間前議運で皆さんにお諮りしていたことが多かったが、それも含めて他市の状況を調べてみたいと思う。

散 会 （午後3時0分）